

# 法人向け生命保険のご検討・ご加入に際して ご留意いただきたいこと



法人向け生命保険のご検討・ご加入にあたっては、以下の点をご確認いただきお申し込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

1

法人向け生命保険は、被保険者さまに万一のことがあった場合、（死亡）保険金等を事業保障資金等の財源としてご利用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※ お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。課税時期が変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、**節税効果はありません**。

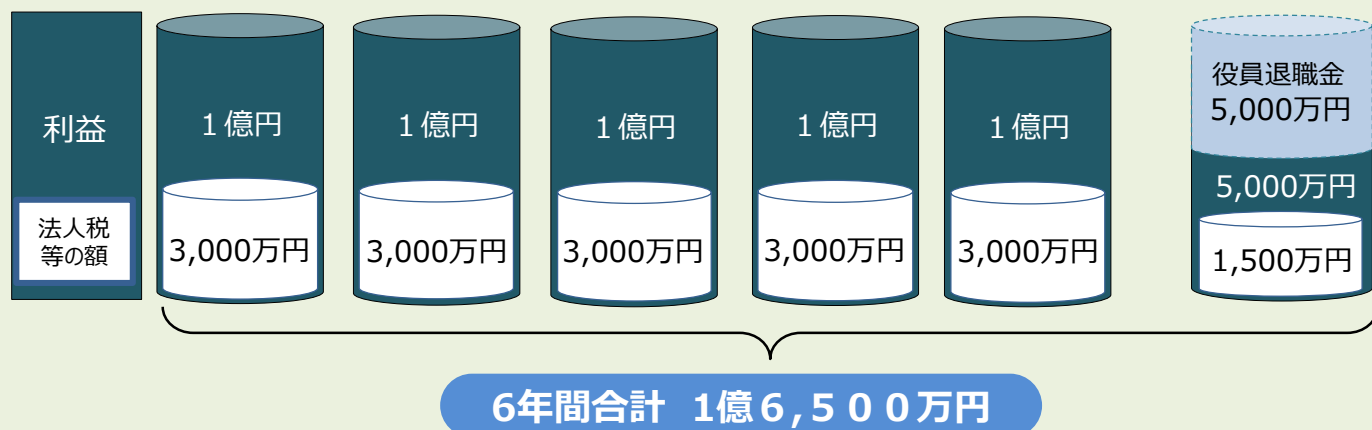
※ 裏面も参照ください。

3

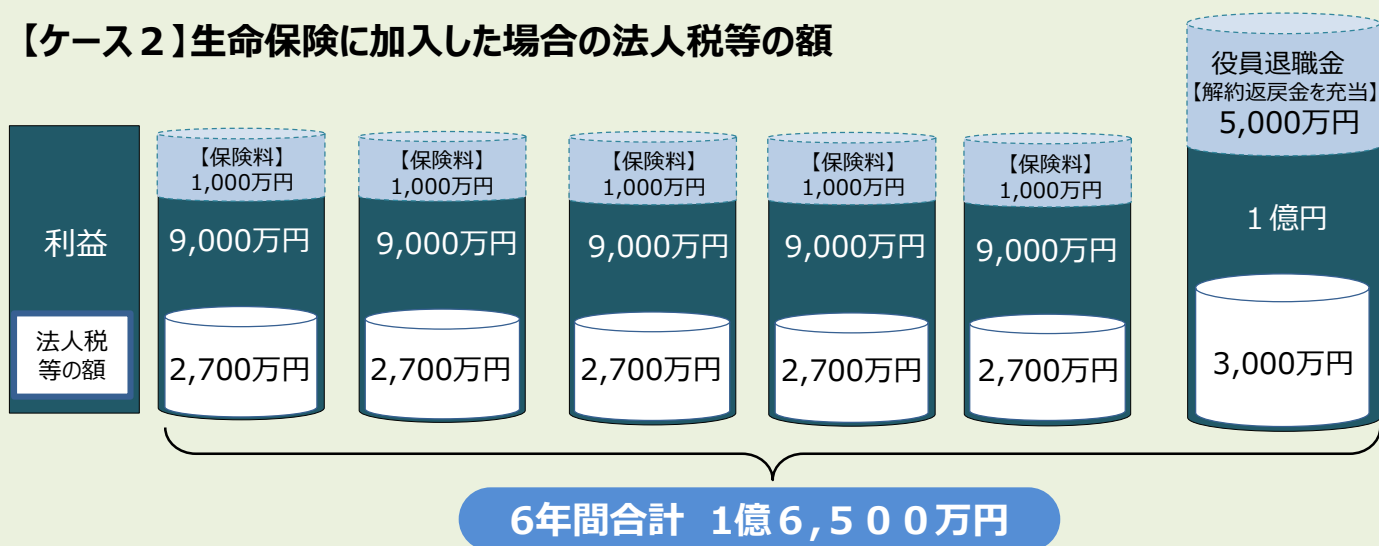
生命保険本来の趣旨を逸脱するご加入、例えば、「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的とするご加入はお勧めしておりません。

以下の【ケース1】および【ケース2】の事例で法人税等の額は同じです。

### 【ケース1】生命保険に加入しなかった場合の法人税等の額



### 【ケース2】生命保険に加入した場合の法人税等の額



※上記は以下の前提で試算したイメージ図となります。

【前提】・6年間を通じて毎年1億円の利益（実効税率30%）が発生、6年目に5,000万円の役員退職金を支払い  
 ・毎年1,000万円の生命保険料を支払い全額損金算入\*、6年目に解約した際の返戻率は100%

\*2019年6月通達改正後の実際の損金算入額は、最高解約返戻率が100%の場合、保険期間の開始日から10年間は保険料の10%相当額となります

- この資料は、「商品パンフレット」、「保険設計書（契約概要）」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品をご検討いただく際には、「商品パンフレット」または「保険設計書（契約概要）」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には、「保険設計書（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。
- 生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。
- 当資料でご紹介しております商品の「保険設計書（契約概要）」などを希望される場合には、お客さまの取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客さま窓口にご請求ください。
- 個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

引受保険会社

**明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL 03-3283-8111

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

担当者